

Caremanagement Of Katsushika

広報 けあとも

発行

葛飾区介護サービス事業者協議会
居宅介護支援部会 広報委員会

編集責任者 波岡諭

「報酬改定における居宅介護支援の加算について」

平成21年4月からの報酬改定で居宅介護支援においては、ケアプラン作成料は据置きとなったものの、医療連携加算、認知症、独居高齢者加算等が創設され、今までは無報酬で動かざるを得なかった連絡調整や会議の開催といった部分が評価されたのではないのでしょうか。

それぞれの加算を算定するにあたり必要な物や揃えておくべき書類についての現在分かっている情報についてお知らせします。

【退院、退所加算】

○退院・退所加算の情報提供書の様式例について厚労省よりも発信されておりますが、必ずしもその書類を揃えておく必要は無く、介護支援専門員が病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、適切なケアプランの作成に資するため、必要な情報の提供を得るために示されている物ですので、上記の主旨を踏まえた記録が、経過記録や担当者会議の要点として残されていれば算定出来ます。

記入については介護支援専門員が記入することを前提としているが、当該利用者の必要な情報を把握している病院等の職員が記入しても良しとしています。(厚労省発信、改定関係 Q&AVol.79、問29)

今後、ケアマネ部会としても医師会や介護保険課等と相談しながら活用しやすい共通の書式を検討していきたいと考えています。

○初回加算と退院・退所加算の優先順位について初回加算と退院・退所加算の両方の加算を算定出来る条件を備えている場合については、どちらの加算を選択するのかは介護支援専門員の裁量、判断に任せるといことです。(保険者確認済)

厚労省としても、どちらを算定するというルール設定が出来ないということですから、現在の所は単位数の高い方を算定しても問題にはならないということとす。

【認知症加算】

○認知症加算における記録について

皆さんもご存知の通り、主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上にチェックされていることが算定条件になります。主治医意見書が提供される場合には居宅サービス計画等と一体して保存しておくものとし、意見書の開示がなされない場合については、主治医との面談等の内容を支援経過等に記載しておく必要があります。(厚労省発信、改定関係 Q&AVol. 69、問67)

主治医が専門医ではなく、他科の先生ということも多く想定されますので、今後は調査時に生活の中の細かな問題点等を書面で主治医の先生に伝える等の更なる連携の必要性が高まりそうです。

「耳寄りお役立ち情報」

介護報酬改定の時期に合わせて4月より福祉用具についても一部、貸与・購入品目が追加されています。今回新たに給付の対象となったのは下記の5品目です。

【福祉用具貸与】

- ・起上がり補助装置・離床センサー・階段昇降機

【福祉用具購入】

- ・自動排泄処理装置・入浴用介助ベルト

まだ扱っている貸与事業者も少なく、運用についても保険者への確認が必要ですが、階段昇降機などはエレベータの無い集合住宅に住んでいる方等、需要は多そうです。

編集後記

制度改定や新調査など、まだまだ落ち着かない日が続いています。陽気も変りやすいこの時期、皆様も健康に留意して元気に乗り切ってください。(波)